

| | |
|--------|---|
| 議案第42号 | 三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 税務課 | 地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に係る扶養親族申告制度の創設等を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。 |

【趣旨】 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）が公布されたことに伴い、三田市市税条例の一部を改正しようとするもの。

【関係法令】 地方税法等の一部を改正する法律

【内容】

◆市民税（個人）関係

●個人の市民税に係る扶養親族申告書 【第36条の3の2、第36条の3の3】

16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、個人の市民税に係る給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族申告書の制度を設ける。

| 対象者 | 給与所得者 | 公的年金等受給者 |
|------|--|---|
| 申告事項 | 給与支払者の氏名又は名称 扶養親族の氏名 その他総務省令で定める事項 | 公的年金等支払者の名称 扶養親族の氏名 その他総務省令で定める事項 |
| 申告先 | 市長 | 市長 |
| 経由者 | 給与支払者 | 公的年金等支払者 |
| 提出期限 | 毎年最初に給与の支払を受ける日の前日まで | 毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日まで |
| 適用時期 | 平成23年1月1日 | 平成23年1月1日 |

●非課税口座内の小額上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例 【付則第19の3】

非課税口座内の上場株式等の譲渡については、他の株式の譲渡と区分して所得を計算する。

※非課税口座とは、上場株式等の配当所得及び譲渡所得の非課税の適用を受けるための口座をいう。平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて平成24年から創設される。平成24年から平成26年までの各年に1人につき年1口座開設でき、口座を開設した年の1月1日から10年以内の配当所得や譲渡所得は非課税。1口座当たり取得価格ベースで100万円以内。

非課税口座内上場株式等の一部又は全部について、他の口座への移管、非課税口座の廃止、相続等の事由による払出しがあった場合は、当該上場株式等の譲渡があったものとみなす。

◆市民税（法人）関係

●清算所得課税廃止等に伴う規定の整備 【第19条、第31条、第48条、第50条】

解散した法人に対する課税について清算所得課税を廃止し通常の所得課税に移行すること等に伴い、地方税法において清算所得課税等に関する規定が削除されたため、これを引用する市税条例の条文に所要の字句整備を行うもの。

※平成22年10月1日以降の解散等に適用。

◆市たばこ税関係

●税率の改正 【第95条、付則第16条の2】

※平成22年10月1日から適用

旧3級品以外 1,000本につき 3,298円 → 4,618円

旧3級品 1,000本につき 1,564円 → 2,190円

●手持品課税の実施 【改正条例付則第3条】

平成22年10月1日以前に販売店等に売り渡され、平成22年10月1日に所持されているたばこについて、「手持品課税」を行う。

旧3級品以外 1,000本につき 1,320円

旧3級品 1,000本につき 626円

◆その他 【第54条】

●地方税法の改正に伴う所要の字句整備

【施行期日】

・平成22年10月1日施行

第19条、第31条、第48条、第50条、第95条、付則第16条の2

（法人の清算所得課税の廃止に伴う規定の整備、市たばこ税の税率の変更等）

・平成23年1月1日施行

第36条の3の2、第36条の3の3、第54条

（扶養親族申告書の創設等）

・平成25年1月1日施行

付則第19の3

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）